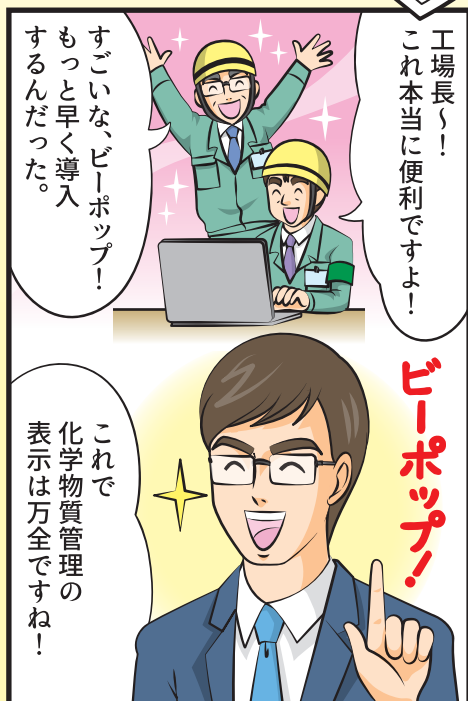


# ビーポップ

サイズも形も自由自在!

MAX

## GHSラベルや安全表示もおまかせ!



# 職場における 新たな**化学物質規制対応**はお済みですか？

労働安全衛生法の関係政省令が改正されました

※厚生労働省資料より抜粋

**POINT 1** 2024年4月1日施行  
ラベル表示・通知をしなければならない  
化学物質の追加



改正前674物質 → 改正後 **約2900物質**

**POINT 2** 2023年4月1日施行  
化学物質を事業場内で別容器等で保管  
する際の措置(ラベル表示)の強化



- 対象物を他の容器に移し替えて保管する場合
- 自ら製造した対象物を容器に入れて保管する場合

**POINT 3** 努力義務2023年4月1日・義務2024年4月1日施行  
皮膚等障害化学物質等への直接接触の防止  
→労働者に適切な保護具を着用させる義務  
(健康障害を起こす恐れのある物質関係)



**POINT 4** 2024年4月1日施行  
化学物質管理者の選任義務化  
保護具着用管理責任者の選任  
義務化



ラベル表示など事業者の自律的な管理がこれまで以上に重要です。

## Bepopなら 自律的管理に役立つラベル・表示が作れます！

●GHS表示 ●保護具着用表示 ●管理責任者表示 ●各種安全表示 など

**POINT 1** PC編集ソフトに「GHSシンボル」を収録  
GHSラベルがすぐに作れます。



GHS  
シンボル  
収録

**POINT 2** ラベルの周りを切り抜く機能で、容器の  
サイズに合わせたラベルが自由に作れます。



油面に貼れる  
ラベルも  
作成可能！

**POINT 3** 保護具のシンボルも豊富に収録、保護具  
着用を喚起する表示が作れます。



**POINT 4** 管理者表示をはじめ、現場に  
合った各種安全表示が作れます。



化学物質  
管理責任者 正 西沢俊文  
副 松崎 勝

保護具着用  
管理責任者 正 松橋 太郎  
副 西沢 俊文

### 各種WEBセミナー開催中

- GHSラベルの作り方
- Bepopの商品紹介
- Bepopの使い方



WEBセミナーの  
お申し込みはこちら



ラベル&表示作成機

ビーポップ  
**Bepop**

CPM-100H6



お問い合わせ

**MAX**

**マックス株式会社** オフィスプロダクツ営業部

本社 〒103-8502 東京都中央区日本橋箱崎町6-6 TEL.(03)3699-8108(代)

札幌・仙台・東京・埼玉・長野・静岡・名古屋・大阪・広島・福岡

**KYORITSU**  
**協立電業株式会社**

〒190-0023 東京都立川市柴崎町3-9-5

TEL:042-548-8881(代)

FAX:042-548-9101(代)